

## Luxury Card™ 会員特約

### 第1条(名称)

本カードはLuxury Card™ ブランド((Mastercard® Black Diamond™, Mastercard® Gold Card™, Mastercard® Black Card™, Mastercard® TitaniumCard™)を保有するBlack Card I 株式会社(以下、「Luxury Card」といいます)と株式会社アプラス(以下、「当社」といいます)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「Luxury Card」(以下、「本カード」といいます)と称します。

### 第2条(会員資格)

本特約ならびにアプラスカード会員規約を承認のうえ、入会申込みをされ、当社が入会を認めた方を会員とします。

### 第3条(会員資格の喪失)

会員が、Luxury Card もしくは当社的一方から、カード会員資格を取り消された場合には、本カード会員としての資格も喪失するものとします。

### 第4条(特典・サービスの利用)

- (1) 会員は、Luxury Card または当社が提供する特典およびサービスを受ける場合、Luxury Card または当社所定の方法により利用することができます。
- (2) 会員が前項の特典およびサービスを受ける場合には、Luxury Card または当社の所定の方法に従うものとします。
- (3) Luxury Card および当社は、あらかじめまたは事後に書面等(電子メールを含みます。以下同じ)にて通知することにより、本カードに関する提携事業者を追加・変更することができます。
- (4) Luxury Card および当社は、会員が次のいずれかに該当したときは、あらかじめまたは事後に書面等にて通知することにより、特典およびサービスの利用を制限または停止することができます。
  - ① 本特約または当社の定める規約、規程等(当社のホームページ等に記載する禁止行為や注意事項を含みます。)に違反する場合
  - ② 他の会員への特典またはサービスの提供に支障が生じる場合
  - ③ Luxury Card または当社の就業者(コンシェルジュを含む。)に対する暴行、脅迫、名誉毀損、侮辱等の違法な行為、または暴言、長時間の拘束、不相当な過度の要求もしくは再三にわたる連絡等の不当な行為で当該就業者の就業環境を害することが認められた場合
  - ④ その他、会員の特典およびサービスの利用方法に問題があると判断する場合

### 第5条(本特約の改定)

本特約の変更内容の通知または公表がなされた後に、会員がカードを利用したときは、会員はその変更内容を承諾したものとみなされることに異議ないものとします。なお、本特約に定めのない事項については、アプラスカード会員規約が適用されます。

## Luxury Card 個人情報の取扱いに関する同意事項に係る特約

### 第1条(Luxury Card への個人情報の提供及び利用に関する同意)

- (1) 会員は当社が保護措置を講じたうえで、Luxury Card に対し、Luxury Card における会員管理を目的として、下記の個人情報を提供し、Luxury Card がこれを利用することに同意します。
  - ① アプラスカード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報もしくは会員が当社に提出する書類等に記載されている情報。
  - ② 本カードの申込みにより発行されるカード番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限。
  - ③ カード番号が無効となった事実(ただし、その理由は除く)。
  - ④ カード会員資格の喪失(ただし、その理由は除く)。
- (2) 会員は、当社が保護措置を講じたうえで、Luxury Card および提携事業者が会員サービスを提供することを目的として、前項①から④記載の個人情報を利用することに同意します。
- (3) 会員は、前項の同意の範囲内でLuxury Card が当該情報を利用している場合であっても、Luxury Card に対してその中止を申出することができます。

Black Card I 株式会社  
住所: 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2-2-1 X-PRESS 有楽町 8 階  
電話番号: 0120-080-392  
Luxury Card カスタマーサポート 9:30-18:00 日祝 年末年始休

### 第2条(当社への個人情報の提供および利用に関する同意)

- (1) 会員は、Luxury Card が保護措置を講じたうえで、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意事項」第1条(1)記載の目的のために、下記の個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。
  - ① 会員規約等もしくは会員とLuxury Card 間の契約等に基づきLuxury Card に届出のあった情報または会員がLuxury Card に提出する書類等に記載されている情報。
  - ② Luxury Card における会員の会員資格およびこれに関連する情報。
- (2) 会員はLuxury Card が保護措置を講じたうえで、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第2条(1)記載の目的および本カード特典・サービスの提携事業者およびLuxury Card に関する宣伝物・印刷物の送付のために、前項①に定める個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。
- (3) 会員は、前項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対してその中止を申出することができます。ただし、当社が送付する「ご利用明細書」等に同封する封入物の送付中止の申出はできないものとします。中止の申出は「個人情報の取扱いに関する同意条項」に記載の相談窓口に行うものとします。

[202409 版]548-2350

## Luxury Card™ 法人決済用カード会員特約

### 第1条(本特約の適用)

本特約は、株式会社アプラス(以下「当社」といいます。)がBlack Card I 株式会社と提携し、発行するクレジットカード(以下「カード」といいます。)に係る会員規約(以下「カード会員規約」といいます。)の特約として定めるものです。本特約で使用する用語の定義は、特に定めがある場合のほかは、カード会員規約に準拠するものとします。

## 第2条(会員)

- (1)「本人会員」とは、法人、団体等(以下「法人等」といいます。)の代表者もしくは役員(当該法人等の登記記録に記録されている役員に限る。以下、単に「役員」といいます。)または個人事業主のうち、当社が認めた方をいいます。当社は、法人等の役員に対し本人会員として入会を認める場合、当該役員に対して当社所定の証明書類の提出を求める場合があります。
- (2)「追加会員」とは、本人会員を代表者とする法人等の役員および従業員または本人会員を個人事業主とする当該個人事業の従業員のうち、本人会員が当社に対するカード利用による支払金等の支払いその他一切の責任を引き受けることを承認のうえ指定し、当社が認めた方をいいます。

## 第3条(会員資格の喪失)

本人会員は、次の各号のいずれかに該当した場合には速やかに当社に届け出るものとします。なお、この場合、当該本人会員または追加会員は会員資格を喪失するものとします。

- ① 本人会員が法人等の代表者(本人会員が法人等の役員である場合には役員)または個人事業主でなくなった場合
- ② 追加会員が法人等の役員を退任し、または法人等もしくは個人事業の従業員でなくなった場合

## 第4条(代金決済口座)

- (1)本人会員は、当社の承諾を得て、本人会員があらかじめ届出する当社の指定する金融機関の口座を本人会員名義以外の口座(以下「支払受任者の口座」といい、当該口座の口座名義人を「支払受任者」といいます。)とすることができるものとし、当該口座からカード利用による支払金等を口座振替の方法により支払うことができるものとします。なお、本人会員が指定できる支払受任者の口座は、本人会員が代表者もしくは役員を務める法人等の法人名義口座または本人会員が個人事業主である場合の個人名義口座(屋号付き口座を含む。)とします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。また、カード利用による支払金等について法人との間で紛争等が発生した場合は当事者間で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- (2)前項本文により、支払受任者の口座を当該法人名義の口座とする場合、本人会員は、当該法人等において会社法等法令において要求される手続きによる承認を得て申込むものとします。

## 第5条(支払受任者との関係)

- (1)カード利用による支払金等の支払いに関して生じる本人会員と支払受任者間の資金授受については、当社は一切関与せず、本人会員の責任において行われるものとします。
- (2)当社は、支払受任者の口座からの口座振替により支払われたカード利用による支払金等について、取消その他の事由により返金する事情が生じた場合、当該支払受任者の口座に返金をするものとします。

## 第6条(会員への請求)

- (1)支払受任者の口座の残高不足等の事由により、本人会員がカード利用による支払金等の支払いを遅滞等した場合、事由の如何を問わず、カード会員規約の定めに従い、当社は本人会員に対して請求できるものとし、本人会員は当該請求を拒否できないものとします。
- (2)前項において、当社が必要と認める場合には、本人会員は、カード利用による支払金等を当社の指定する口座への振込み、コンビニエンスストアでの支払い等、当社が指定した支払方法により支払うものとします。

## 第7条(本特約の優先)

本特約とカード会員規約において異なる定めのある場合は、本特約の定めが優先するものとします。また、本特約に定めのない事項についてはカード会員規約の定めによるものとします。